

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年10月1日作成)

法令名	児童福祉法
根拠条項	第35条第4項
許認可等の種類	児童福祉施設の設置認可
法令の定め	第35条第4項 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。
審査基準	北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第108号）に定める基準等を満たしている場合に認可する。
標準処理期間	総期間 14日・丹（注：休日は含まない。） 経由機関 日・丹（ ） 協議機関 日・丹（ ） 処分機関 14日・丹（各総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課）
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課
申請先	各総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課
問い合わせ先	○各総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課 ○保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課子育て支援係 児童相談係 自立支援係 （電話番号：011-231-4111 内線 25-767、25-773、25-777）
備考	（公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/133387.html ）